

## 「認定」NPOの法改正について

現在、全国に約 43,000 余のNPOがありますが、寄付金への優遇税制措置を受けられる「認定」を得ているNPOはわずか215しかありません。認定の要件を緩和したりして認定NPOを拡大する法改正が今年（2011年）6月15日に成立しました。施行は来年の4月からになります。（→高麗博物館は既に認定を受けていますので、直接の影響はない）

これに関連して、認定NPOへの寄付税制の改正が6月22日に成立し、これは7月から施行されます。この法改正は認定NPOにとって有り難い大きな改正です。これまでは認定NPOへの個人の寄付は「所得控除」でしたので、既納の税金が還付されるのは寄付金の1割程度でした。法改正により所得控除から「税額控除」に変更になりましたので、還付（所得税と住民税を合わせて）されるのは寄付金の5割程度になります。

詳しい内容は、今後ホームページや新聞・雑誌などで出されるでしょうが、高麗博物館にとってはこれを好機として、会員の皆様には寄付の増額などいただければ大変有り難いことです。

(2011.7.1 田崎敏孝)